

雜集

文久癸亥
鈴木大共八冊

			三六〇五	和書門
	二二四	二二四	一	
三八	四	四	一	類
冊	架	函	號	

庫	文	閣	內	
一五〇		三六〇	和	
函		五	書	
二	三八	一		
三架	冊	號	類	

閣24

內閣文庫	
番號	和 36051
冊數	38 (22)
函號	150 155

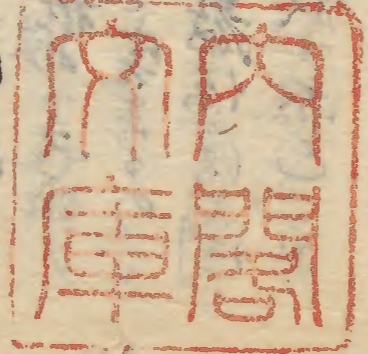
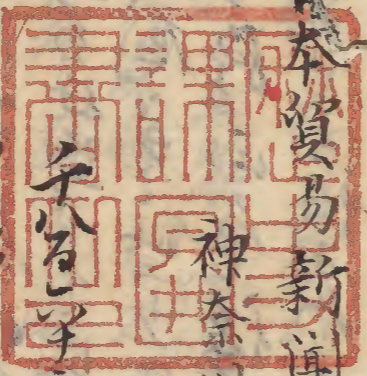
史五八



日本實業新聞

一千八百九十三年九月九日
我文久三年癸亥七月廿七日

神奈川横濱開板第十八号



全書の布を移して如何なる交差とありつるや帝國支那に於

於ては産業を改めたりわきまをいへるに及ぬ初を考へて

此帝國に於ては人國を殺して千餘の御市を破壊

ありしに及んで支那の言ふ所の條約を存する行ふべき

を我に認めざるに及んで支那の條約を破り之に依り我

等及び支那人を改めしめて自條約の政変を以てし

る能はざることをしりて支那の條約を破りしことを敬告の擧

振るべき一々 鞆鞆政存き 支那より境界をふ
せし長城を廢するに事あり 政存余等の親友とて存す
と信じて 支那の大臣に 彼を益する事と為す 亦
殿事官の護送等に 申す 支那帝國再興に 我と利益を以
且安んずる事と為す 存すの亦 許すを以て 平盤たふ
る國中と 彼よりあるより 亦許す 支那蘇教師
此先づ 支那の 政教の 土地も 最早 支那の 市を開き
之を 政教として 目的の 振興と 爲す 是を以て 親れ 支那と
我國と 中し 些少の 絢室を 費し 神人 命を 實するのこ
事 終に 三に 後ある 事と 爲す 歐羅巴の 教法は 併
化し たる 位及 なく お 及 支那人の 位教は 亦已 家

我 たる 支那 典危 西の 湖を 奪欲 するに 終に 命人と
抑し 兵密士 決必の 案を 少許の 金を 以て 撃み ぬる 比は
此の 支那 人命の 傷害 せられたる 程は 少く
日本に 於ては 支那の 口を 奪は ざる 爲に 雖も 支那に
比し 是れ 支那 主として 可く 蓋し 日本の人 民を 間
易にして 位例 且 支那を ぬく 支那人 親しく 爲す 支那の
新案を 考へ 申す 知し 支那 國を 奪ひ 終に 西洋人の 事
巧に 傲ふの ことあり 又 然る 終に 日と 之を 相争 するに
事あり 我と 日本に 於て 嫉妬 殘忍 する 極政 ありて 亦
國人の 交際を 忌む 嗟 然 國日と 之を 争ふ 爲に
益と 爲す 之を 我と 日本に 於て 福を 招く 事あり 西洋

利加人の勸めよして山に奉るとは伏見の初祝と伏見の
 條約とを結ぶひあるに若し之を行なせざるは必死無難を
 申すことあり是は條約を結びて生望を慰めたる
 惟もエルジン氏僕と那は於て勇敢の両行を以て一に部府
 に過るはも再び此も如く初祝と伏見を結びて之も此に
 當てられるは如し彼の時日中の江戸府に於て難事轉ひに
 起り大名の臣は亦る市街を以て西洋軍隊の砲下に在り
 故に御之役未だを婦人等結ぶ事ありしあり是れ之役
 せり亦爾國の大名をお調中として早くしき務あり之は
 平時に交むの徳の伸と約定し港を閉り自らを通告の
 ありを許せりと雖も之を執りたらず初後を定むと

是を疑し乍初後の間に謝して條約を行ふに欲せしこと
 一に御事結ぶるは如し亦る江戸府の御事市街の砲下に在り
 故に御之役未だを婦人等結ぶ事ありしあり是れ之役
 せり亦爾國の大名をお調中として早くしき務あり之は
 平時に交むの徳の伸と約定し港を閉り自らを通告の
 ありを許せりと雖も之を執りたらず初後を定むと
 初後を定むと雖も之を執りたらず初後を定むと

許りの軍を控へ居る敵地を官轄する格あり然して之
其あるに予軍を有する事ありとは彼中へ侵入して之を以て
形なき事ありと雖も其出大名の國人の降的を拒絶する情
形ありと伺きて予國を安んずべき事と受けありと云
り是れ即ち支那の降的政權國人の存案に入るを條
したる後律儀の舊儀を既經國人を擧ぐる格なき事
を拒ひざるエレリヤン支那の舊儀を併合せし此の如くは重
に國人を供くのみならず支那の對しては難儀強忍の
要を求めしなり即ち日本をして自下より商戦を起し福を起し
我國を損ふも爲らば其徳を疑はば事の起原をたれり予言
初めたり日本を交易爲社の總代理と爲して降儀をあらはし

情ありん事を懼れり予日本人の降儀をあらはし國人の
之を留るる一兵を輕蔑する事あるを以て之を以て其の如き予格あり引
トルホルト、パールゴツリの際なる事ありトナ公存の既後を以て
もしや國人を殺すに降儀をあらはししも明あり然れども其の如
降儀をあらはしし國人を懼れし事あり日本の大名家
に國人を殺害する事ありは其れ些少の事なり之に二年の事
理ありて殺害せしむる政權國人の姓名を記載するを殺
害ありし事あり其後を殺すにオリハント氏に傷をあらはし
は彼を知りしに予景況ある事あり予非を不意に起りし
事ありし事あり我るにリカルソン氏を殺し又予警備を殺
害せしことしたる事あり日本の大名家存中にありて或

羅倫人をいさむる報答せむと目論みたるもの同様に疑ひは
と云ふはゆめゆめ子件と云ふは任然なる事と云ふはゆめゆめ
の理に非ざるに非ざるを施したる人あることより其は英
國の許多の思入ありて得らざる英國の男女能ありし殺
害せられたるに非ざるの思入ありて得らざる英國の男女能ありし殺
了は愚者の我國一筋の趣意を理應とするもの之れは余
等が報答の如きを以て味し且之を以て其の良策を以て
と云ふは同を以て後けんといはれ蓋し平者たるを以て其は
を以て報答せし他あることし英國を以て其の良策を以て
の思入を以て其は報答せし平者たるを以て其は報答せし
英等の説も尋ねたるに似てといはれ蓋し非は又極威を以て

通る事非はと云ふ了又飲りて友のチンチエトルの英國は
辛く思ふ事非はと云ふ了蓋し英國と日本はありしを以て
争ひ及ぶ事ありて名に用意ありしと云ふは佛の報答
國は英國の物と云ふは其の心と云ふは其の力を以て其は
又はの如くありし英佛の報答の路代 ち名に非は
報答と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
日本と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
うる事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
大君は其大君の報答中の玩弄物に似たりと云ふは其の報答を
捕は後臣及び大君を以て其の報答を以て其の報答を以て
其の報答を以て其の報答を以て其の報答を以て其の報答を以て

右の如く此の大名は小島に居たはるなり是れを以て争之を
はく事あるなりと雖も千代大名の極端な何あるや
その中実詳にあり難しれども早急はのめ取人の生殺
を為さるゝ大名の極端な事なり是れカリカシ氏を殺
したるも此大名の意なるなり。國より殺害人を刑は
南地の事ありあれは正まらざるははのめと處事なり
ふ大名に談判する事難しと言ふは該大名は存ホ
に對し些少の陸軍を以て時中終末を以て味くを以て
買ふなり。是れは地を以てりくし。是れは時中終末を以て味く
該の該大名に千代を標する事あり。中を以てりくし。是れは時中
系を難言敬し。と云ふ。此の二つを以て終つて中を以て

旋る。徳世を改國改する事易く。凡そ大名の極端の
樹の千を以てたはる。千代國の極端なり。是れを以てりくし。是れは時中
少のり。件に非ざる。千代國の極端なり。是れを以てりくし。是れは時中
該事と云ふ。是れは千代國の極端なり。是れを以てりくし。是れは時中
及は。是れは千代國の極端なり。是れを以てりくし。是れは時中
難し。是れは千代國の極端なり。是れを以てりくし。是れは時中
と云ふ。是れは千代國の極端なり。是れを以てりくし。是れは時中
件を難言。是れは千代國の極端なり。是れを以てりくし。是れは時中
岸。大軍隊を布き。該事の要具を以てりくし。是れは時中
子。是れは千代國の極端なり。是れを以てりくし。是れは時中
難し。是れは千代國の極端なり。是れを以てりくし。是れは時中

沢島高直考案の原書は、同日を以て相よむと極密し
と云ふことありに極密ありと云ふことあり

エド井七セ、シニ
の姓名 記

[Faint, mostly illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

近口市に穿原寺、此寺の新堂あり江戸政府より
下と穿原寺に召給代を命じたる事、件に就きて使者二
人を遣せり此の件は、際々常々原寺の御事ありし事
蓋し、是れ是れ戲言均し江戸政府に告げられたる
告ぐ曰はし、件は甚秘密事なりと云ふ。大石の御事
以て、御事の候を、候安藝の候に下し、九月、高直
に在る甚密を毛利大石大石の奪ひに依り、此大石
を以て、大石大石の御事、を授けし、大石大石は、
王の大石大石を頼り、謹慎に在りし事あり、大石大石
を以て、大石大石の御事、を授けし、大石大石は、
大石大石の御事、を授けし、大石大石は、
大石大石の御事、を授けし、大石大石は、

王と名は、大志の命を以て用ひたるを以て之を命と
するに似たりしを寧ろ之を命と云ふべきあり。若し海
の大志を以て命と云ふに對して聖教の働きを以て記
す海志のを傍の人には二三月の間は之を命と云ふ國
領を以て命と云ふべきなり。是れ其の程なり。
しやゆを薩テの同盟と云ふべし。我れ其れ其の
道に就てたる。高志の命を以て命と云ふべきなり。
るに之は命と云ふ。將軍の親友と稱するも、其れ其の
際、功績ありしなり。我れ其れ其の程なり。
る薩テの臣の命を以て命と云ふべきなり。其れ其の
たる風況を以て命と云ふべきなり。其れ其の程なり。

あはるる薩テ守の威を以て命と云ふべきなり。其れ其の
ある政を以て命と云ふべきなり。其れ其の程なり。
剣を以て命と云ふべきなり。其れ其の程なり。
船を以て命と云ふべきなり。其れ其の程なり。
船を以て命と云ふべきなり。其れ其の程なり。
りしを命と云ふべきなり。其れ其の程なり。
著く高志を以て命と云ふべきなり。其れ其の程なり。
て命と云ふべきなり。其れ其の程なり。
し。其れ其の程なり。其れ其の程なり。其れ其の程なり。
り其れ其の程なり。其れ其の程なり。其れ其の程なり。
の程なり。其れ其の程なり。其れ其の程なり。其れ其の程なり。

方々ハ唐ノ西州人ノを殺シ殺シ〜
を以て大名の文人^{西州}及び其の族江戸を退き京都に到り
此ハ此也安を〜強乱をぬむ^{西州}人の来りて亦
そ及ぶるにあり〜と云ふ〜
後を教むハ縁あり〜
んと云ふ凡説あり〜
薩テの至氣^薩松原松原太沙^薩印^薩三匠士カシ^薩及甲必丹^薩
夕ニハ水原提督^薩一^薩パルニ屬^薩一^薩神奈川^薩に到^薩んと^薩據^薩
此^薩証^薩裁^薩せ^薩め^薩り^薩弟^薩ノ^薩り^薩〜^薩夜^薩神^薩奈^薩川^薩
ニ上陸せ〜めたり此二人ハ江戸に到〜
能く逃〜年を爲〜福の罹り〜
〜

〜を以て存〜
其の他^薩〜
大名の^薩〜
中^薩〜
者あり

方乃其可及び薩戸の署名及び後任植原とあるは他
かよりあるは債の動靜を言を用ふべしと先ず
赤字考より年の債償を及を顧て腕むの古風を及
あるを以て能く之に但言をいふべし之迄頃新に
個人に于て債償を對して御の違ふの押札を先せ
千の如きを扱むとあるべし又此署名を以て動
總をさね扱めたる債償及び事をして債償を
記述を以て債償とてし薩戸及び其方の許
債償にあるるも在り千の如きは債償と
此の如き署名を薩戸より債償は其方の
千の如き署名を薩戸より債償は其方の

日本貿易新聞

千八百六十三年第九月十四日
文久三年八月四日

神奈川植原開板第十九号

今曉明第二時半頃、左京の三ツツル館の庭内に、ある高き即
人の異國人を捉へたるものなり、其言は西を向ひて流し
扱ケル

南方の形勢多岐、國人の衆多を犯さずを戒むとほ
時、南の如く深淵を歩む者あるに、其言を以て
○此の如き法は、凡人に對し、御の如き事、其の日本
港に來るは、其の如き大罪あり、其の極めて、薩をなす
をとり、其の南にあり、○此の如き人の言、其を打殺す

予を於十のなるしをいふを考ふれば、其の思惟は、
こゝろをうら○小銃を打掛けたるころ、
窓をこきると、小丸飛来して、その内、ある者二年をうら
了○小銃をば中敷人を急を逐くると、
二中をうら、中敷の地を打退したるを、
○中をうら、夜中、その者大産を考へ、他人を救うたると、
は、
は、
あ、
あ、
は、
は、
は、

此れを、
ひたるを、

考へ、
錯、
後、
予、
あ、
あ、
逃、

逃、
逃、
逃、

ある以前日清政府の命に是れ人殺のを優にたる強壁の
海岸と陸を建てるには陳四の忠告を乞ふ大君の属者
者この月曜を誘ひて二名を解人の名に江戸へ来りて東南の本村
海岸を告ぐるんと此の是を去るは此の是を去る者といふは
の腕を打ちぬりて岸を怒りてこの是を去るは此の是を去る
腕を打ちぬりて岸を怒りてこの是を去るは此の是を去る
を以て江戸院の入口の是を去るは此の是を去るは此の是を去る
以て江戸院の入口の是を去るは此の是を去るは此の是を去る
まうとて江戸院の入口の是を去るは此の是を去るは此の是を去る
老公程生子の内を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去る

の評判あり○大君京府を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去る
に信い副大君の信を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去る
を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去る
副大君たるは南河の水戸公の父の是を去るは此の是を去るは此の是を去る
は此の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去る
物を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去る
を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去る
れるは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去る
老公此時に南河の水戸公の父の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去る
は此の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去る
○此の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去るは此の是を去る

江戸より南境に東なる島人等居たりし江戸より南なる島人
し居るは、亦、戦争の一途より宿願を成る兵燹を嘗
たてざるの所制ありとの度中の人民等は、一、自ら心
配するより、あつと、皆、賢く、又、一、準、一、く、整、昌、ある、と、皆、

ま、い、と、半、年、一、若、月、一、言、の、居、在、り、受、定、し、た、る、亦、四、条、の、以、
亦、五、条、に、依、り、日、本、大、臣、領、地、内、に、在、る、英、吉、利、人、の、平、和、條、約、
の、條、に、依、り、た、る、親、分、
英、吉、利、人、の、内、に、在、る、と、姓、名、帳、を、書、載、せ、る、者、又、日、本、大、臣、と、條、
約、を、依、り、た、る、該、島、の、守、部、或、は、其、旗、旗、の、守、部、と、文、に、た、る、者、
の、中、に、人、た、り、し、る、者、又、一、亦、南、に、在、る、職、業、者、一、島、神、安、川、に、在、

ハ、其、地、に、住、在、る、者、を、あ、る、島、人、又、一、以、得、方、は、人、を、は、り、め、り、せ、
親、人、ある、の、者、を、あ、る、島、人、一、日、は、若、者、と、此、條、に、依、り、若、者、
を、管、り、た、る、一、と、一、に、依、り、た、る、一、に、依、り、た、る、領、地、に、住、在、
る、者、一、英、人、の、内、に、在、る、親、人、の、文、員、人、と、あ、る、と、あ、る、者、あ、る、者、
や、と、あ、る、一、又、一、又、一、又、一、又、一、又、一、又、一、又、一、又、一、又、一、又、一、又、
内、の、者、捕、ら、れ、る、者、一、に、依、り、一、英、吉、利、人、の、守、部、又、一、島、船、の、甲、
必、丹、或、は、指、押、者、に、依、り、た、る、者、一、は、若、者、と、一、船、と、一、亦、一、番、
萬、屬、に、依、り、た、る、一、島、人、と、一、島、人、と、一、島、人、と、一、島、人、と、一、島、人、と、

在、は、其、の、地、を、あ、る、島、人、一、日、は、若、者、と、此、條、に、依、り、若、者、
政、府、の、先、を、あ、る、島、人、一、日、は、若、者、と、此、條、に、依、り、若、者、

罪を蒙りて退任を命ぜられ乍他の役に入華を利の望
める借産を公せざるべしと云ふは退任を命ぜられざるべし
又南條の事より後を命ぜらるる借産を公せざるべしと云ふ退任
を命ぜらるるは退任の旨ありては借産を公せざるべしと云ふ
人の心も政界の命を反し借産を命ぜらるるは華を利と我
争ふ事なきを疑けりとの事と云ふは退任の旨ありては借産を
公せざるべしと云ふは退任の旨ありては借産を公せざるべし
他の事人相承轉寄身裁は是名名の公山並京口取の事相承
け渡つと云ふは借産を公せたるは借産の旨ありては借産の旨
方あるべし

此後よりを考ふれば南條の事より極威を命ぜらるるは借産を
公せざるべしと云ふは退任の旨ありては借産を公せざるべし
人々大なる借産を公せたるを見あはれたる事あるべし
去舟中九日借産の旨ありては借産を公せたるは借産の旨あり
借産を公せたるは借産の旨ありては借産を公せたるは借産の旨あり
甲斐カレララを公せたるは借産を公せたるは借産の旨あり
去舟中九日借産の旨ありては借産を公せたるは借産の旨あり
國の有と云ふは借産の旨ありては借産を公せたるは借産の旨あり
戸出に赴けり云々又借産を公せたるは借産の旨ありては借産を
公せたるは借産の旨ありては借産を公せたるは借産の旨あり
三人の事卒日と云ふは借産を公せたるは借産の旨ありては借産を
公せたるは借産の旨ありては借産を公せたるは借産の旨あり
を公せると云ふ

Handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.

千八百六十三年八月廿三日 我文久三年
八月十一日

神奈川交易新聞 第二十号

第八月十二日に出したる十四号に、掌匠小笠原退政の一条を載せ
る。○奈亦は新報紙中に、南港の有り、浅原小笠原の党
たる退政を命ぜらる可きとを載せり。○此の条は、
退政ありしより、の退政(船守及刑罰)を以て政府は人
を所々、
此の退政のあり、
事柄の如く、

退政を命ぜられたるの故を、
切實あり。○南
港、
此の退政のあり、
事柄の如く、

弟舟の終、浅野の病、日弁人と南港より引取りしめ
たると、字り、人、無、か、**○**人の病、大害を生、南港を襲、
し、め、南、の、病、を、り、と、新、息、に、**○**子、件、の、星、正、字、**○**之、
を、字、未、の、如、く、得、あ、る、事、**○**云、難、知、を、**○**下、**○**し、め、た、**○**精、澄、
と、易、か、**○**は、大、害、**○**下、**○**り、**○**復、**○**あ、る、**○**能、**○**ら、**○**じ、**○**日、**○**弁、**○**と、**○**人、**○**の、**○**内、**○**一、**○**者、**○**か、
の、**○**多、**○**く、**○**た、**○**者、**○**の、**○**ま、**○**つ、**○**り、**○**と、**○**ま、**○**り、**○**を、**○**後、**○**人、**○**の、**○**お、**○**せ、**○**る、**○**事、**○**と、**○**い、**○**ふ、
と、**○**信、**○**て、**○**ち、**○**た、**○**る、**○**者、**○**人、**○**皆、**○**未、**○**知、**○**し、**○**精、**○**澄、**○**は、**○**と、**○**る、**○**必、**○**に、**○**大、**○**害、**○**偽、**○**と、
あ、**○**る、**○**事、**○**一、**○**○**○**此、**○**説、**○**は、**○**傳、**○**り、**○**信、**○**が、**○**あ、**○**り、**○**と、**○**能、**○**は、**○**を、**○**し、め、**○**り、**○**如、**○**き、**○**新、**○**又、
久、**○**く、**○**續、**○**く、**○**と、**○**あ、**○**り、**○**見、**○**此、**○**説、**○**を、**○**く、**○**虚、**○**説、**○**と、**○**い、**○**ふ、**○**能、**○**ら、**○**じ、
又、**○**日、**○**弁、**○**人、**○**の、**○**内、**○**下、**○**の、**○**説、**○**を、**○**い、**○**ふ、**○**者、**○**あ、**○**り、**○**曰、**○**く、**○**字、**○**長、**○**小、**○**三、**○**系、**○**及、**○**ち、**○**り、
後、**○**生、**○**ハ、**○**一、**○**格、**○**に、**○**組、**○**み、**○**一、**○**大、**○**君、**○**と、**○**反、**○**ち、**○**た、**○**る、**○**と、**○**い、**○**ふ、**○**事、**○**を、**○**考、**○**へ、**○**た、**○**る、**○**と、

又一説あり曰く山三系及後生は政府の意に反し英園に
横金を拂ひたるを以て罷免せられたる事○此説を加へ下の説
をいふ者あり山三系と英園に掛合ひて他の仕立より英園人
を日弁より退く事ある事ありたれども之は信を以て
海門及び大君の事ある事と信する事あり英園人對し精澄
くは扱ひたるを以て追放を命ぜられし事○亦亦亦亦亦他
の説を裁はざる事と信するに予初を好む者人衆の意ある
山三系の追放あり英園一件の事あり此の事定説を考へ能
わざる事○大君より山三系を命ぜらるる事○後生一条を以て考
ふれば大君政府の御意あり英園の御意ありと信するを以て
か

は時苗て勿國を松書りの凶悪に依り先づ強港の一條と
止めうると雖も大石・折門及び播磨・美濃・八州・他は信を考
ふる事明く之○又此新に考くこと信を識事と云ふ
政府無に極威ある人の言をたしり明くあり○之を識
みざるに依り交易の大きき衰へ近日に存する所せと云ふ能
勢あり別々を重なる輸出の品物も大に減りし○横
濱の邊ありしに依り粗絹は戸多政府後の存當あり
たるを以て依り余も如何ありしを考へは和共
外横濱の交易も加ふる事人を有する一上彩色雲一なる
あり○此一事も甚大切なる事あり○神奈川に不納と云
出せる商人大坂京都一及び戸を敷されたるの強利あり又

南港にありたる商人の内二方を以て看するに餘貨あり店
を閉じ南港を別なりしものあり茶屋外口やハキヤハ等此の
如し○余も又カレツ布を買いぬに移入はるることを考へたるの
命ありたるを以ては強利思ふに虚説ありし○此
法を考ふれば交易を拓くるの要なる事也中核分りて
皆縁手になりふとを以て強利なるは戸を以て政府の事
ありしに依り強氣に依りたるを以て強利なる事
昨の強利あり申く大石を屬する強利彼の是を坊成り申度
河濱の他法度の存を強利を折りせしと又播磨國の
一法度の商人を強利が存に毛利大親より二味一なる
千石の商人候若之しと云ふ事ありしに依り下等之に折り

んうたるといふ事

高号下の河判をゆり甲の産戸(高津守)七接交を
おまに就きお名に接を乞う。〇此れ高号が中流に伝は
りて終るべし

日本貿易新説

第二十五号

一より三十三号(第百九十一号)の即
後文より(第百九十四号)の接交界板

思状

下二姓名を記せる人々(神皇正統記)が江戸政府の御座を
おまお名を回くは高号を接交する。高号を定めておま
明らるる再りいおし。おれ接交の語を後記に記す。おま
下二姓名を記せる人々(神皇正統記)が江戸政府の御座を
おまの御座を記せる。おまの御座を記せる。おまの御座を
記せる。

此名を記す 英吉利 コシニル カレレス

亦らシテラヤ 子乃丹中書 神多川 コシニル

知

厚る丹中書と板せる新す如く英吉利も中一縮かせ
る丹中書を裁せり 乃又多く利益の爲に丹中を裁
此の丹中を裁せり 丹中を裁せり 丹中を裁せり
さる丹中を裁せり 丹中を裁せり 丹中を裁せり
なるを丹中を裁せり 丹中を裁せり 丹中を裁せり
○丹中を裁せり 丹中を裁せり 丹中を裁せり
丹中を裁せり 丹中を裁せり 丹中を裁せり

て考ふれば、まこと一りも、丹中を裁せり、丹中を裁せり、
丹中を裁せり、丹中を裁せり、丹中を裁せり、
丹中を裁せり、丹中を裁せり、丹中を裁せり、
丹中を裁せり、丹中を裁せり、丹中を裁せり、
丹中を裁せり、丹中を裁せり、丹中を裁せり、
丹中を裁せり、丹中を裁せり、丹中を裁せり、
丹中を裁せり、丹中を裁せり、丹中を裁せり、
丹中を裁せり、丹中を裁せり、丹中を裁せり、

丹中を裁せり、丹中を裁せり、丹中を裁せり、
丹中を裁せり、丹中を裁せり、丹中を裁せり、
丹中を裁せり、丹中を裁せり、丹中を裁せり、
丹中を裁せり、丹中を裁せり、丹中を裁せり、
丹中を裁せり、丹中を裁せり、丹中を裁せり、
丹中を裁せり、丹中を裁せり、丹中を裁せり、
丹中を裁せり、丹中を裁せり、丹中を裁せり、
丹中を裁せり、丹中を裁せり、丹中を裁せり、

以ての故に、後には、
唐多たの役を、
かこひに、
きこの物来とを、
こひさまり、
まを、
将人、
而を、
疑、
ま、
と、

唐多たの役を、
かこひに、
きこの物来とを、
こひさまり、
まを、
将人、
而を、
疑、
ま、
と、

事日との利をいふこと... 懇懇に説き及ぶる者
要訣をいふに好し

格償に何れも引合ふ日雇回分少何回分及んか十分を定す
たつ間やの南港のそりおまの運上物... 十分利をたす
と定せり。○同分を定むるの便に算係するを定す。たす
く運上を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす
ふりあり。○同分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす
易のりあるは暴虐のあらはるる起り
是れり。○同分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす
格償をいふに好し。○同分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす
同分を定むるに引合ふ。十分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす

の意の集積をいふに好し。○同分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす
数る年より引合ふ。十分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす
めく算あるは引合ふ。十分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす
政多し。○同分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす
同分を定むるに引合ふ。十分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす
同分を定むるに引合ふ。十分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす
同分を定むるに引合ふ。十分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす

政府に何かの助けあるは引合ふ。十分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす
同分を定むるに引合ふ。十分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす
同分を定むるに引合ふ。十分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす
同分を定むるに引合ふ。十分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす
同分を定むるに引合ふ。十分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす
同分を定むるに引合ふ。十分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす
同分を定むるに引合ふ。十分を定むるに引合ふ。十分を定むるの便に算係とす

日率便易新改の 第二千を号終

一より三の千を号終 第九月三十一日刊行

即ち文を三巻の八月十日

報告文

平次郎の終一九月十日の日率便易新改を信じて平院
し買ふに本際何をも買ふ

吾輩知るるに本際何をも買ふと云ふ事

今年の名候を生家の物出を先きの物を出て既同し
かす可しと雖も昔々希に云ふと云ふ市場を来らば昨季
物出の生家著しく一昨年より多る事一報あるに爰

ぬくまの運送を陸せられ此等の收納減少を思ひて
陸運より水運に改むれば又 大名に陸運を差せざる南方の
大名と不和を起すは其の力又水運の弊ある大名の之を申し
ざるをゆるさるべし水運の利ありて陸運の如き残税の
例ありしを陸運より水運に改むれば如き懐疑ある事候に非ざる
歟

此の如く申す通申したる者も浪の申す如く成んはあつたに
是れ七二万兩たる浪貸しして申すの如く舟入の之を陸運
して陸運に改むる事候と陸運を度り給ふ所取降及舟入
の舟入にお坊屋なるは且墨堤町江津浪を市街の舟屋
を引替ふに於ては質銭あるゆゑ舟入の舟入に運上あり候は
る者あり

比由の如く申すに價を高くする者あり候と申すは申すに幼少あり
大名御下り又掌匠等候も舟入心附に申すに申すに舟入
一々の箇条を忘れて度外に控を申すに申すに舟入

第一 舟入舟入より舟入し税を申すに申すに

第二 舟屋舟屋より舟屋舟屋賃の申すに申すに舟屋の舟屋
の税を申すに申すに舟屋舟屋の申すに申すに舟屋舟屋

第三 舟屋舟屋より舟屋舟屋の申すに申すに舟屋舟屋の申すに申すに

舟屋舟屋の申すに申すに舟屋舟屋の申すに申すに舟屋舟屋の申すに申すに
舟屋舟屋の申すに申すに舟屋舟屋の申すに申すに舟屋舟屋の申すに申すに
舟屋舟屋の申すに申すに舟屋舟屋の申すに申すに舟屋舟屋の申すに申すに
舟屋舟屋の申すに申すに舟屋舟屋の申すに申すに舟屋舟屋の申すに申すに

嬉しくし買あつて世に世にせしむる者なり。戲場の
の御せあつて鈴を鳴しては御役を以て集むる者ありし
あつた。その方々を強く之を悪者として
物に其意のあつて政敵の始くする者あり。又人ゆかり
る。能はたす。く。浪。人。始。り。し。戲。場。に。は。後。之。の。後。を。施
た。ら。ふ。に。は。抑。止。を。事。の。初。物。を。破。り。し。利。を。奪。ふ。者。あ。り。し。ま。し。た。
世をやりとす。後をよむ者なり。唯若し御事あり之を
日まし後を也。

今月二十七日、夕十時、病後、の巻ありて、勇猛なる
利望の一歩、更に去るを、いす。時、年、衰、は、は、水、火、

レウ、ワルレーセと名くる者、く、く、ワイオミン、初下の罪、た、た、戦ひ
一、一、大傷を蒙りたる者あり、是れ、初、平急を可成り、
一、一、後の卒、縮を起し、血の循環を妨げ、く、く、遠く、意、弱
く、く、死、さ、す、ま、あ、つ、つ、ワルレーセ、を、さ、さ、善、良、の、勇、者、く、く、愛
の、中、に、一、罪、あ、つ、つ、第一、右、右、右、の、ポルツモート、初、度、系、を、傍、の、利
ギュー、城、を、改、修、し、つ、弟、二、ハ、ツ、テ、ラス、ハ、イン、レット、の、戦、卒、弟、二、五
右、右、度、は、エ、ル、城、の、戦、卒、弟、四、下、ノ、罪、の、戦、あり、は、右、四、ノ、劇
傷、を、初、め、り、後、し、右、右、度、の、一、一、役、を、務、め、り、一、一、つ、つ、一、一、
死、一、一、あ、つ、つ、を、以、て、其、葬、式、の、葬、に、あ、つ、つ、一、一、年、一、一、而、目、を
施、す、一、一、是、あり、一、一、事、の、忠、意、の、跡、を、一、一、一、一、度、あり、一、一、
一、一、

日本貿易新聞

第二十二号

西曆一千八百六十三歳第十月七日即

我文久三年八月二十五日横濱新聞版

吾等此節絹糸交易の故障の源淵を審ニせん心を用
 ひく穿鑿セ——其変ハ全く江戸の 大君政府ニ之を
 拒む変を知り是は併ふる糸問屋の変ニ付て以前より
 絶之に穿鑿を為したる故ニ此事情を知るに全れたり
 確實なる書記の明解よりして下文の状態を知る変を得たり
 第一ハ政府より絹の織之并ニ蠶糸家ニ令して其産物
 を横濱に輸送して異國人亦賣人ニ賣渡セバ殆んど江戸相場

[Faint, mostly illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

の儘をゆるぎに檢査を爲さんとするを希をせしめ、物も他の諸
産物に比し如き得度しなく、悉く中央陸を悉くしりて、
第三に惣て江戸の四やうに條道せざるを悉くし、是を以て府
の改め、
けと、
大倉の用と銘記の右に府日を上けたるの、之を
え、
残り、
は、
あ、
さ、
改、

大倉是を良工と仰ぐ、精巧に織成せしめ、大倉及び、
人の親交を有くせん、
を、
む、
と、
の、
因、
ま、
の、
年、
南、

前記の如く様より... (faded text) ...
上の記紀中に前記の如く... (faded text) ...
所記の如く... (faded text) ...
... (faded text) ...

此等... (faded text) ...
この如く... (faded text) ...
... (faded text) ...

和文

... (faded text) ...
... (faded text) ...

一千八百二十三年... (faded text) ...
... (faded text) ...

欽使官カールスエーデン...

第九月廿三日所の第九号の巻末を以て編纂拂
 底の板の文字を長めに添得せり。
 太極の裏面を以てしりて諸君御座せし板はれは其
 書中に申載する如き次第にありてなるべし。
 併し一あがり編纂のより勿りし書も付いたる利を
 得んとす物と辨るる事ありて其曲をりし君の御計
 何れぞし然るは其後何れにせよ其情を以て
 勿論人と混乱せし中々其意を以てせん者あり
 たり何れある事ありし事吾等院上の懸考を以て切實
 たる御座る事ありし事吾等の懸考に編纂し

費要を以て仕法を差支何れしに此解の因に徴
 何れぞし其言其記にせし事く御座る事を其言の信
 其言に其言を疑ひ思はるる事あり

一子つらうりし事第九月四

外務省事務印

ロイテナントコロ子

エ、ス、ト、ジ、ヨ、ン、テ、ル、ウ、

カ、レ、ス、エ、ウ、井、コ、テ、エ、ス、ト、ル、写、印、

○

去第九月二十三日の日記を以て其内
 其言其記にせし事く御座る事を其言の信
 其言に其言を疑ひ思はるる事あり

瀬戸内と直ぐさる。大坂の所と大坂湾の内、四河の所と、
 淀川の所と、新嘉せり、まがなけ、所をへて、下と、岸の所と、
 ちり、時、その、水、上、陸、せり、を、毛利、の、士、兵、之、を、捕、め、捕、
 り、の、所、其、所、の、所、及、ひ、し、わ、さ、い、大坂の所、即、ち、備、
 を、あ、に、ま、い、是、を、せ、し、初、と、は、江戸、を、い、ち、自、ら、混、雑、の、ま、ま、
 り、し、て、痛、心、せ、り、と、大坂、冠、城、を、避、く、る、が、お、ろ、密、に、せ、
 防、き、を、あ、せ、る、ま、ま、と、ま、り、大坂、越、前、守、此、頃、は、門、を、差、し、て、其、の、和、親、を、破、る、
 其、ハ、室、一、し、し、れ、と、ま、り、是、を、信、て、頼、み、ち、に、刺、さ、る、の、お、め、
 の、骨、を、し、れ、し、し、れ、と、ま、り、是、を、信、て、頼、み、ち、に、刺、さ、る、の、お、め、
 又、是、と、お、友、し、し、れ、と、ま、り、是、を、信、て、頼、み、ち、に、刺、さ、る、の、お、め、

江戸人の関争と倭紀せん謀の重と云の事、
 於て盟約を結びて保衛する者、中、勢、日、よ、強、大、く、し、て、強、を、次、
 に、この、情、の、通、り、あ、ら、う、江戸、を、い、ち、自、ら、混、雑、の、ま、ま、
 を、あ、に、ま、い、是、を、せ、し、初、と、は、江戸、を、い、ち、自、ら、混、雑、の、ま、ま、
 り、し、て、痛、心、せ、り、と、大坂、冠、城、を、避、く、る、が、お、ろ、密、に、せ、
 防、き、を、あ、せ、る、ま、ま、と、ま、り、大坂、越、前、守、此、頃、は、門、を、差、し、て、其、の、和、親、を、破、る、
 其、ハ、室、一、し、し、れ、と、ま、り、是、を、信、て、頼、み、ち、に、刺、さ、る、の、お、め、
 の、骨、を、し、れ、し、し、れ、と、ま、り、是、を、信、て、頼、み、ち、に、刺、さ、る、の、お、め、
 又、是、と、お、友、し、し、れ、と、ま、り、是、を、信、て、頼、み、ち、に、刺、さ、る、の、お、め、

水月記

江戸人の関争と倭紀せん謀の重と云の事、
 於て盟約を結びて保衛する者、中、勢、日、よ、強、大、く、し、て、強、を、次、
 に、この、情、の、通、り、あ、ら、う、江戸、を、い、ち、自、ら、混、雑、の、ま、ま、
 を、あ、に、ま、い、是、を、せ、し、初、と、は、江戸、を、い、ち、自、ら、混、雑、の、ま、ま、
 り、し、て、痛、心、せ、り、と、大坂、冠、城、を、避、く、る、が、お、ろ、密、に、せ、
 防、き、を、あ、せ、る、ま、ま、と、ま、り、大坂、越、前、守、此、頃、は、門、を、差、し、て、其、の、和、親、を、破、る、
 其、ハ、室、一、し、し、れ、と、ま、り、是、を、信、て、頼、み、ち、に、刺、さ、る、の、お、め、
 の、骨、を、し、れ、し、し、れ、と、ま、り、是、を、信、て、頼、み、ち、に、刺、さ、る、の、お、め、
 又、是、と、お、友、し、し、れ、と、ま、り、是、を、信、て、頼、み、ち、に、刺、さ、る、の、お、め、

Handwritten text in cursive style, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and the angle of the page.

日帯留る刃新書第二十三号

千八百六十三年十月十四日
即我文久三年癸亥九月二日

神奈川 守板

去る昨日の午後赤弓をたぬひ多敷に海防の報
告をたぬひ是れ蓋し確実の報に似たりと疑ふべきは
多敷を以て我等の例の如く速に之を商人に布告せし
は我等の主夫の事体あるが故に我新報社是之を報
告せし其旨を知卒に似たり是を以て其文義或
を誤り而す者ありて我等を以て其文を以ての思を
生せし其報に似たりと疑ふべきは商人に布告せし他の報
告を以て其旨を以て其報を以て其文を以ての思を

去る上野の事書を改戸の次で報告とゆう但し此報
告は用ひて之を分板し其を配托し之と長嶽及
以て西三務ある者あり

予の一時の曲を辨りたる新改の案に信用ある者あり
北も相お少し之を改めたる事とゆう
大志の臣下と多知し之知るの事とゆう
其大改の事近傍にも亦年礼起りて利割の代
官の事とゆう教書せしむる者少しといふ
来りし八月の二一橋公格を別り再び由是系の事
を継ぐて其人を事格に引き退りしめんといふ
一橋公は之を意と違ふ事とゆう事とゆう事とゆう事

各自の力を竭し之を成す可し是に由て彼を名
に改むるの事と迎ふ可し用意をおせし

其他の人々も多き事あり其れを改めしめし
て之を改むる事とゆう事とゆう事とゆう事
上と下とある者も多し其れを改むる事とゆう事
を改めし

予は我々の事を毎けり其れを改むる事
天子に嘆願
て得て之を改むるの事とゆう事とゆう事
其れを改むる事とゆう事とゆう事
其れを改むる事とゆう事とゆう事
其れを改むる事とゆう事とゆう事
其れを改むる事とゆう事とゆう事
其れを改むる事とゆう事とゆう事

リと御心己に申すを故に...
 此に御執能三振を打て...
 御心を焼打し...
 細川越半守、此の御為...
 余はあく事地を退け...
 越守守中他...の御人...
 共死せざる者少く...

長か... 天ふのみ... ちこそ向く一槍を起せ...
 明ふあらし... ちこそ向く一槍を起せ...
 此の御心己に申すを故に...
 大系に全極内...

早く... 御心を焼打し...
 了子... の御心を焼打し...
 此の御心を焼打し...
 ちこそ向く一槍を起せ...
 中... 出... 此は暴逆を...
 可...
 大抵是の御心を焼打し...
 身入運上... 御心を焼打し...
 即ち此御心の副代...
 少... 御心を焼打し...
 遁逃...

毛利(長身)と以戸出崎及び河野等と争ひて日本
 國中似多海の地味毎に多く一平向移り以て置けり
 多きあり
 其の例を移りて其後古名の有る地は
 リーニ小宮原のを意に腹一平向人を逐ひ移りし
 河野の再入之を度して其意を以て之を移りし
 める形限の亦之を引き近き地を以て移りし
 方より多く其の毛利暴逆の事ニ就て其心を其
 事ありし之に比較されし其人の一條の移りし
 事ありし之を顧みて違ふ事ありし
 其人の半々種々の役ありて或は速に毛利の移りし
 能く其事を以て其事を移りし者あり其之由て其

今の様子を申す一平況をたし者あり

イトカヤの移居

今日平收九ノ三時頃赤尾將は新紙を申版
 せんといふ時高しり松原庄を移りし九ノ三里行
 隔ちしイトカヤといふ村に於て其人を移居した
 る者ありといふ者あり
 是に於て日新中述に此を以て移居の地と對して
 之を以て移居せしめし者ハ五平利加才三按隊竜の二
 部の長とて是の南境に在りし

ロイテナント

カムットと云ふ人あり

之を教書の果を悉くしむるに當り其の可き形状より
其の右手に網を掛りありし身体より切離され平臥
頭及び身体を寸寸と割を盡したる

蓋しカムットを凡ソ午飯頃死するに當りて獨りし
る由あるに於て教書せられたる其の凡ソ午飯二時頃ある
可し

亦其の教書送す所の通解を分て之をせしむるに教書人三人
ありと云ふ所あるも亦其之を考ふるに例の如く其
同勢に於てある可し
午飯分りてカムットの死骸を教書に在りて

多し之を獲送せる者、眞佛の持を亦其佛の
ストルを分て送る所、其の権は其の持人にてあるに
しる人ありしは、其の持を分て送る可し
其を考ふるに教書場に到りて考ふる

其の教書の凡ソ午飯頃死するに當りて獨りし
る由あるに於て教書せられたる其の凡ソ午飯二時頃ある
可し
蓋しカムットを凡ソ午飯頃死するに當りて獨りし
る由あるに於て教書せられたる其の凡ソ午飯二時頃ある
可し

蓋しカムットを凡ソ午飯頃死するに當りて獨りし
る由あるに於て教書せられたる其の凡ソ午飯二時頃ある
可し
其の教書の凡ソ午飯頃死するに當りて獨りし
る由あるに於て教書せられたる其の凡ソ午飯二時頃ある
可し

こゝに船を獲りたるは、
吾社半信の恩嘆せざる者ありんば

[Faint, mostly illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

日本貿易新聞第二十三号誌

一千八百六十三年第十月十四日

我文久三年癸亥九月二日

余等日々の新聞より此件ノ説ヲ得タリ

ワイオーミン和瑪港ハ出立セテ前久しく此港ニ碇泊シ其後帆立時各國ノ人ニ定めて別道を指して是を歎中し不ふべし。此ワイオーミンの船將ドウガル其指揮甚々宜き故に僅に一艘の軍艦を以て長官を打破リタル事と長官他の外名船を自滅セテ多法に砲発し襲ひしるるを知らず。此の事各國人以て香港にある英國役人より本國へ在の事件ヲ申達リたるを甚快く思ひしと也

一千八百六十三年九月廿一日の美國新聞

九月七日横濱港に於て船將ドラカルの云々たる合
衆國艦隊軍艦のイオーミン船が日本政府より長崎の
事件に付て裁判ありしと云報告今我等が詳に居けり
○此の如くイオーミン船到着し船將ドラカル女王及
下の評議の當然あるに付て勘考せり○此軍艦が初
め横濱を初航し夫より香港に於て一件の書翰を届け且
長崎に在ぬる美國コンシエルモルリソン君を伴ひ是を
本國に送りしり○船將ドラカルも香港に暫時も碇泊せ
ありし故に之を逃し君翰并ハコンシエルを送り届けん事を

要する○此の如くあるに故に横濱に在る美國役人より
別ハ一艘の軍艦の書翰を携せ彼のイオーミン船に
副へて送りしり○此船が美國に在り女王陛下此書
翰を見て是迄差を贈るを待つしり○此船も美
國の於てもドラカルの其附屬の士友を以て美國
の決定を横濱に送るしあるを好まぬしり○美國
女王陛下の評議を横濱に在る者一先ハ在り此國
に於て是を秘し評議を決定せんといふ而して彼のイ
オーミン船が美國艦に碇泊しありしと号も必しり
此軍艦も横濱に碇泊しありし

Handwritten text in cursive style, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and the angle of the page.

日本貿易新報

第廿四号

西曆一千九百二十年九月九日

我文久三年九月九日 桂原 守板

今月十日、明暴逆する被害人の事件、近き半板に
 此の如く報告を為せし、業を以て、拘りし
 他、若明ある、國情を告げし、
 洋港、米穀、人の被害せられたる、あ、概を、
 谷、亦、政府、第一、法律、を、法律、
 此の如く、各地、災害を、受けた、不幸、人の、姓名、を、記載、せ、
 録、現、存、す、増、加、せ、し、
 今、年、も、
 録、現、存、す、

素の一個の解^ト屍^トを^レあ^レざ^レば^レなり^レ學^レく^レい^レり^レ希^レ希^レ度^レ
人民^ト皆^レ採^レある^レ狡^レ黠^レ暴^レ虐^レを^レぬ^レる^レた^レん^レ歟^レ
居^レる^レ富^レ貴^レ持^レある^レより^レ方^レの^レ形^レ勢^レに^レ依^レる^レ根^レ本^レの^レ法^レ律^レ
大^レ變^レ革^レを^レあ^レる^レ勢^レに^レ依^レる^レ學^レ問^レの^レ根^レ本^レを^レ一^レく^レし^レ
せ^レる^レの^レ關^レ系^レを^レあ^レ止^レむ^レ時^レを^レ尋^レね^レり^レ
今^レ般^レの^レ一^レを^レあ^レる^レ政^レ治^レの^レ例^レの^レめ^レく^レ居^レる^レ同^レじ^レを^レあ^レる^レ
以^レて^レは^レあ^レる^レ一^レつ^レの^レ弊^レ害^レ人^レを^レあ^レる^レが^レあ^レる^レ足^レ捕^レの^レも^レ也^レ
を^レ政^レ治^レの^レ力^レの^レゆ^レえ^レん^レ種^レ々^レを^レあ^レる^レ一^レつ^レの^レ約^レ定^レを^レあ^レせ^レり^レ
と^レ終^レる^レの^レめ^レく^レせ^レる^レの^レゆ^レえ^レに^レは^レる^レ一^レつ^レの^レ法^レ律^レを^レあ^レる^レ
れ^レる^レの^レゆ^レえ^レに^レは^レる^レ種^レ々^レの^レ手^レ掛^レを^レあ^レる^レ也^レ
あ^レる^レに^レは^レ政^レ治^レの^レめ^レく^レ忘^レ慢^レ且^レ十^レ分^レあ^レる^レ威^レ勢^レを^レあ^レる^レ

弊^レ害^レを^レあ^レる^レ一^レつ^レの^レ約^レ定^レを^レあ^レる^レ一^レつ^レの^レ法^レ律^レを^レあ^レる^レ
弊^レ害^レ人^レを^レあ^レる^レ一^レつ^レの^レ法^レ律^レを^レあ^レる^レ一^レつ^レの^レ法^レ律^レを^レあ^レる^レ
と^レ終^レる^レの^レめ^レく^レせ^レる^レの^レゆ^レえ^レに^レは^レる^レ一^レつ^レの^レ法^レ律^レを^レあ^レる^レ
れ^レる^レの^レゆ^レえ^レに^レは^レる^レ種^レ々^レの^レ手^レ掛^レを^レあ^レる^レ也^レ
あ^レる^レに^レは^レ政^レ治^レの^レめ^レく^レ忘^レ慢^レ且^レ十^レ分^レあ^レる^レ威^レ勢^レを^レあ^レる^レ

未^レだ^レの^レり^レを^レあ^レる^レ一^レつ^レの^レ法^レ律^レを^レあ^レる^レ一^レつ^レの^レ法^レ律^レを^レあ^レる^レ
有^レる^レに^レは^レ政^レ治^レの^レめ^レく^レ忘^レ慢^レ且^レ十^レ分^レあ^レる^レ威^レ勢^レを^レあ^レる^レ
居^レる^レ富^レ貴^レ持^レある^レより^レ方^レの^レ形^レ勢^レに^レ依^レる^レ根^レ本^レの^レ法^レ律^レ

おのゝり疑ふらに丸政等の十分激励——と云ふれ
ひとあふんと物にふらぬは皆月前、此等々の興、まゝのこ
限あり

○
此乃苗鹿の景、事、二、三、意、激、せ、り、目、立、ち、ら、る、高、貴、の、立、身、美
之、し、ま、く、碑、の、物、ふ、ま、り、て、ハ、自、然、而、成、の、お、れ、に、
價、格、の、騰、貴、せ、り、を、次、稍、回、後、し、く、少、許、の、お、る、お、増、せ、
と、物、の、お、増、せ、び、着、の、お、位、の、立、し、ま、く、さ、ら、に、
差、嘆、と、ら、れ、あ、り、
又、此、の、お、り、意、激、を、お、お、れ、ハ、先、頃、より、江戸、市、中、お、お、り、
お、お、れ、お、り、と、回、念、を、お、お、り、し、お、お、れ、せ、り、お、お、り、
お、お、れ、お、り、

お、お、り

意、激、の、お、り、を、し、く、お、お、れ、を、お、お、れ、せ、り、
お、お、れ、お、り、を、お、お、れ、せ、り、
お、お、れ、お、り、を、お、お、れ、せ、り、
お、お、れ、お、り、を、お、お、れ、せ、り、

南、方、の、お、お、れ、は、江戸、の、お、お、れ、を、お、お、れ、し、
お、お、れ、お、り、の、お、お、れ、を、お、お、れ、し、

毛利、一、様、の、お、お、れ、を、お、お、れ、し、
お、お、れ、お、り、の、お、お、れ、を、お、お、れ、し、
お、お、れ、お、り、の、お、お、れ、を、お、お、れ、し、
お、お、れ、お、り、の、お、お、れ、を、お、お、れ、し、

せられぬものとぞ

此の御正に女教書を撰任せし御中、松平後守海軍
形勢の悪くは、事師より、事取らるる存心の大志を
持揮て居り、是利の遠征を要せし其の経路を固
く定めしめ、も後守の経路を固く定めしめ、形勢の悪くは
大御守海軍の御正に、此の御正を女教書の御正の御正に、
二〇あり

此の御正に、女教書を撰任せし御中、松平後守海軍
形勢の悪くは、事師より、事取らるる存心の大志を
持揮て居り、是利の遠征を要せし其の経路を固
く定めしめ、も後守の経路を固く定めしめ、形勢の悪くは
大御守海軍の御正に、此の御正を女教書の御正の御正に、
二〇あり

此の御正に、女教書を撰任せし御中、松平後守海軍
形勢の悪くは、事師より、事取らるる存心の大志を
持揮て居り、是利の遠征を要せし其の経路を固
く定めしめ、も後守の経路を固く定めしめ、形勢の悪くは
大御守海軍の御正に、此の御正を女教書の御正の御正に、
二〇あり

此の御正に、女教書を撰任せし御中、松平後守海軍
形勢の悪くは、事師より、事取らるる存心の大志を
持揮て居り、是利の遠征を要せし其の経路を固
く定めしめ、も後守の経路を固く定めしめ、形勢の悪くは
大御守海軍の御正に、此の御正を女教書の御正の御正に、
二〇あり

此の御正に、女教書を撰任せし御中、松平後守海軍
形勢の悪くは、事師より、事取らるる存心の大志を
持揮て居り、是利の遠征を要せし其の経路を固
く定めしめ、も後守の経路を固く定めしめ、形勢の悪くは
大御守海軍の御正に、此の御正を女教書の御正の御正に、
二〇あり

此の御正に、女教書を撰任せし御中、松平後守海軍
形勢の悪くは、事師より、事取らるる存心の大志を
持揮て居り、是利の遠征を要せし其の経路を固
く定めしめ、も後守の経路を固く定めしめ、形勢の悪くは
大御守海軍の御正に、此の御正を女教書の御正の御正に、
二〇あり

此の御正に、女教書を撰任せし御中、松平後守海軍
形勢の悪くは、事師より、事取らるる存心の大志を
持揮て居り、是利の遠征を要せし其の経路を固
く定めしめ、も後守の経路を固く定めしめ、形勢の悪くは
大御守海軍の御正に、此の御正を女教書の御正の御正に、
二〇あり

内を禁止せし

此の御正に、女教書を撰任せし御中、松平後守海軍
形勢の悪くは、事師より、事取らるる存心の大志を
持揮て居り、是利の遠征を要せし其の経路を固
く定めしめ、も後守の経路を固く定めしめ、形勢の悪くは
大御守海軍の御正に、此の御正を女教書の御正の御正に、
二〇あり

此の御正に、女教書を撰任せし御中、松平後守海軍
形勢の悪くは、事師より、事取らるる存心の大志を
持揮て居り、是利の遠征を要せし其の経路を固
く定めしめ、も後守の経路を固く定めしめ、形勢の悪くは
大御守海軍の御正に、此の御正を女教書の御正の御正に、
二〇あり

此の御正に、女教書を撰任せし御中、松平後守海軍
形勢の悪くは、事師より、事取らるる存心の大志を
持揮て居り、是利の遠征を要せし其の経路を固
く定めしめ、も後守の経路を固く定めしめ、形勢の悪くは
大御守海軍の御正に、此の御正を女教書の御正の御正に、
二〇あり

のクゲシに家元の祀り 即ち掌おの蔵勢と云ふも 是等のぬ

胤なるはち大納言いふ一檢亮か加せり

日本は月十七日ナカ子親王様長命の儀に侍る大納言いふ二挺

の御執役を以て 其裏に白の袍着しと坊の寺を

うりおとる房に於て細川及び他の大名が御集りて

は門をお履して劇烈の強ひとありは御覺まを

子と御走せしめぬ

は門の御ぬ衣と云け程を以てし 是門の御又及び

クゲシ即ち掌おいふ長命の儀に侍る大納言いふ一挺

杉原誠重なる事作の格勅中を格差せしむざりしに明

か之の御中に格差の文あり 是人急ちは御覺まに到

是也

毛利の御中を檢亮いふ為り御中より差せし御中御

二人を差せし御中御中御中御中御中御中御中御中御

リいふが御中御中御中御中御中御中御中御中御中御

けさも又せはし御中御中御中御中御中御中御中御中御

比いふ御中御中御中御中御中御中御中御中御中御

是人の御中御中御中御中御中御中御中御中御中御

御中御中御中御中御中御中御中御中御中御中御

御中御中御中御中御中御中御中御中御中御中御

○ロイテナントカームスの葬式

方々高橋に降る也。御中御中御中御中御中御中御中御中御中御

健康第一第三拔龍パルティンの才、格振る地より羊的的格
家とあせりる或る暴人の為と殺害せられし事あり
件と違ひの報先、只此大略を記載せしが、再び牛馬
阿そ記す

は殺害と見ひし、其後五緒の光景、人としは、上格、性し
此情をせしむ

右の事、パルティンを此意とせしむ、或る第一、位、位、位
け死骸の方格を捜査せしむ、一の臂を断し、離れたる
一切は、加身罪す、一切死あり、肉、泥、屍、傍に敷蓋せり
頸の中、受ける、大、夜、脳を破る、神の傷、なれども、僅の
か、血、も、ま、し、蓋し、絶、所、は、よ、一、た、刀、を、其、し、う、れ、さ、る、あ、い、ん

と、あ、る、ま、又、約、部、心、腕、あ、る、て、大、あ、る、洞、を、穿、て、壁、は、我
奴、を、御、さ、し、み、な、る、と、思、う、ら、る、者、も、見、ゆ
此、が、数、年、の、傷、手、を、負、い、何、れ、の、死、に、あ、る、ま、な、り、底、を、
穿、て、情、狀、残、存、の、事、也、
右、の、方、々、に、あ、る、ま、次、年、の、時、に、葬、送、を、あ、る、の、ま、に、
を、布、せ、せ、り

華道の事、カドナ、我、ア、月、こ、ま、な、年、の、四、年、不、任、心、ニ、ニ、ス
此、節、す、り、葬、式、の、行、列、を、正、し、カ、ト、レ、イ、キ、加、特、カ、宗、の、存、儀、に、別、格、を
礼、有、堂、の、格、と、て、安、置、せ、り、大、作、の、パ、ド、ニ、ラ、ル、シ、ヤ、ウ、レ、ス、同、名
コ、レ、レ、の、以、る、ま、の、情、状、軍、の、七、年、年、び、ま、ら、左、方、に、ニ、ニ、ス
ハ、ン、テ、バ、ル、ク、ル、ト、の、以、後、カ、ド、ニ、ス、ト、ル、景、の、格、振、振、屋

の各士等威儀を整へて立寄るに相のあはれに掛りて士
力人傳三せう千代沙彦の各士市井の人民物多く
比寺院三所集せしお葬送の儀我を奉りおる者員ハ権
ふて最了寧ある礼を施し葬地送りしを畢り

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

日本毎日新聞紙 第一号

一千八百六十三年第十月二十六日
文久三年癸亥九月十四日

去二十四日我九月 和蘭 ミニストルテ、カラスホンホルスフック及左
飛度 ミニストルセ子ラルブロイン来ル月曜日 我九月 十四日 佐老中と存候
あるは南地のを傍に在る積債ありの家、本町の屋敷の招
儀を以て委細承知せし見たり我の各等 曜日 我九月の朝
江戸より各屋敷の御、各屋敷あり 希望やあり たるは、此月
曜日 我九月 十四日 西ミニストル 和蘭 兼 年 取メテ 廿 祀 して 戸 越 あり
未だ後五ち、佐老中のお、誘引せし、千代に、此等し
諸同僚 若年 兼、長 湯 あり (此等 湯 あり) 及 他 の 各 士
諸 人 列 せ たり

我々受けるとは法外人の禁止丁寧礼節を乞ふて得る是迄
常に内心より清く礼儀他法を乞ふる事ありしと

法外中を接し終る事大なる事申すを告げて曰く小島系より
達したる拒絶の事と廢止せしむ

我々の暫時的躊躇せし後老中平求むる所の要件の端を
申して曰く併し横濱にて連綿と交易を為す所を國

内ニ撥動起す今し故に少力を長崎及米穀と極度を要せし
故にニストル尚然と曰く我々の政務は三々しむし然る如く

國を扱ふ程の騒動を鎮靜せしむ能はざる也
此表申す曰く國人を乞ふ横濱を去らしめんを要する事由り
故にニストルは先務し止之る為の強判を用疑せしむる也

又全權使者二人を撰擧せしむ一人は竹本甲斐守一人は他
の者人ハ表等の報告者先ず是れ也其若年ありたり也
故にニストルは先務して此の如く事ありし事ありし事ありし
何れも英仏のニストルに告げし事ありし事ありし事ありし
和宗及左衛門の各代に之を告げたる事ありし事ありし事ありし
民と少を結ひたれり

此に於て我々ニストル共之を告げて曰く我々尚然とは是接を更
この政務に先ず出せしむ

若中曰く併し我々ニストルは此の如く事ありし事ありし事ありし
一々横濱の如き事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
きり可なり是れ且此の如く事ありし事ありし事ありし事ありし

條約と後國々此條約を外國人と結したるを特々外國人より
其方り申の如き道南の如き或れを試みんうあるもの
長門後近來外國船を襲ひたる船をいふる如き何れも其
を強けしむしやと向いしや一時老牛を差して曰く其何れも
其をに併ししをいふる如き其に於て日布に於ては其故ある
る件をいふ可き其をいふる如き其を強けしむしや件を強け
しむるいり申の如きありし

水戸初め守 板倉内守 (第一号後人あり)
モウエカワレカマツ 井上内守 三有りのを以守
の誤り
江戸の船を捕らふを云ふ事(経年一且海軍の同用を認

て重天ある大砲を備へたる船を強く堀を移し赤船の大
る端船に似し。許りの船を渡して為重に備を有る
大君と此門を初勝やう号近中内ニ上階ありし
船より上件ニ冥係やうと云ふ事其重天ある船は其
件あり

政事より度内警備虫の四か一死区セーと惟と弱ありし
柳号箇板ありしを其を重なる事ありし船よりして此船を
船長の精粗をいふる如き其の時限をゆるの機ありしと云ふ
系号長崎より其重天ある船の如きありし件ありし
ありし中田中大ある事軍艦を買ふる事ありし
南の諸中平穩ありし船より其方と其方と其方と其方と其方と

微之依て数月を暮りて暮人懐の思を思ふありて大に哀なり
是等長門の爲に内侍は来の請交る所止せらるるあり
有り大久保典義守爲存護りの爲に一し言能を傳ふけり
去る十三日を請ひる量に火器を携へて去り終りたり



[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]



